

~~有 料~~ ・ ~~無 料~~  
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~  
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~  
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書~~  
~~有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書~~  
~~特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

（ふりがな）

②申請・届出者 氏 名

法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記載（代表者変更の場合は、新任の代表者の氏名を記載）

1. 職業安定法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
2. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
- ~~3. 職業安定法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~4. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~5. 職業安定法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~6. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~7. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する・第 33 条の 3 第 2 項において準用する第 32 条の 12 第 1 項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。~~
- ~~8. 職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

記

③許可・届出番号	45-ユ(△)-○○○○○○	
④氏名又は名称 <small>（ふりがな）</small>		
⑤所 在 地 <small>（ふりがな）</small>	〒 □□□-□□□□	電話 ( )
	法人の登記簿謄本記載の名称及び住所を記載	
⑥事業所	名称 <small>（ふりがな）</small>	許可証の再交付申請する事業所の名称・住所を記載
	所在地 <small>（ふりがな）</small>	

有料の場合は、2〜8の全文を抹消、無料の場合は1、3〜8の全文を抹消

不要な表題を抹消

⑦変 更 事 項		
⑧変 更 前		
⑨変 更 後		
⑩取 扱 職 種 の 範 囲 等	記載しない	
⑪変更(廃止)年月日		
⑫職業紹介責任者	氏 名	住 所
⑬変更(廃止)理由 再 交 付 理 由	再交付を申請する理由を記載 (例：紛失したため)	
⑭備 考	担当者の職・氏名、連絡先を記載	

届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、~~職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する同法第 32 条各号（第 3 号、第 10 号及び第 11 号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

また、~~同法第 32 条の 14 の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第 32 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第 24 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

※全文を抹消